

意見や提案をお寄せください

弘前市パートナーシップ宣誓制度（案）への意見募集（パブリックコメント）

市では、全ての人が個人としての尊厳が重んじられ、互いに多様な価値観を認め合いながら自分らしく生きられる地域づくりの一環として「弘前市パートナーシップ宣誓制度」の導入を検討しています。

今回、制度案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼募集期間 9月15日（火）～10月14日（水・必着）

▼制度案の閲覧方法

○市ホームページから閲覧

○次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

企画課（市役所2階）、市役所総合案内所（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所
※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼対象者

①市内に住所を有する人／②市内に事務所等を有する人または団体など／③市内に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人／⑥本制度（案）

に利害関係を有する人

▼提出方法 指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象者①～⑥のいずれか）、件名（任意様式の場合のみ、「弘前市パートナーシップ宣誓制度（案）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、企画課宛て

②企画課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）

③ファクス…35-7956

④Eメール…kikaku@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんのでご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、制度制定の参考とするほか、後日集約し、住所・氏名を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 企画課（☎ 26-6349）

あなたの力を
市政のために

会計年度任用職員（保健師）を募集

▼雇用期間 翌年3月31日まで（更新あり）

▼勤務時間 午前9時～午後3時45分（実働6時間、週30時間）

▼勤務場所 国保年金課

▼業務内容 特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る個別訪問指導など

▼対象 保健師の資格および普通自動車運転免許を有する人＝3人

▼休日 土・日曜日、祝日、年末年始

▼選考方法 個人面接

▼受付期間 随時受付

※随時募集としているため、履歴書の提出があつても採用者が決まっている場合があります。



木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

受付中！

木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▼対象住宅 市内にある、①～④の要件すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもので、昭和56年6月1日以降に増改築されていないもの

②一戸建ての専用住宅または併用住宅で地上階数が2以下のもの

③在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること

④現在居住している住宅であること

▼対象者 対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する人など（法人を除く）

▼診断費用 申込者負担として、1戸当たり1万1,000円（延べ面積が200m²以下の場合）

▼募集期間 11月30日まで

▼募集戸数 5戸程度（先着順）

木造住宅耐震改修補助金（建替えも対象）

耐震改修工事または建替え工事に要する経費の一部を補助します。

▼対象住宅 市内にあり、上記（木造住宅の耐震診断員を派遣）の対象要件①～③と、下記の要件④に該当する住宅

④耐震診断により倒壊する可能性があると判定されたもの

▼対象者 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象住宅を所有し、かつ当該住宅に居住する人など（法人を除く）

②令和元年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

▼対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事で、住宅全体の上部構造評点のうち最小の

値が1.0以上となる工事

B. 耐震診断により倒壊する可能性があると診断された住宅を除却し、同一敷地内において行う建替え工事

▼補助金額 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または83万8,000円のいずれか低い額

▼募集期間 11月30日まで

▼募集戸数 1戸（先着順）

ブロック塀等耐震改修補助金

耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

▼対象となる塀 通学路等の避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀等

▼対象者 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象となる塀の所有者等（法人等は除く）

②令和元年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

▼対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 建築士等が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事

B. 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事

▼補助金額 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額または12万円のいずれか低い額

▼募集期間 11月30日まで

▼募集件数 3件程度（先着順）

～共通事項～

補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。

上記以外にも条件などがありますので、希望する人は事前にお問い合わせください。

※申請書および詳細は建築指導課（市役所3階）で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ・申請先 建築指導課（☎ 40-7053）

